

伊佐市農業委員会 3 回総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 6 月 29 日 (木) 午前 8 時 59 分から 10 時 41 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (32 人)

会 長 15 番 池ノ上雅典
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	10 番委員	1 番推進委員	12 番推進委員
2 番委員	11 番委員	2 番推進委員	13 番推進委員
3 番委員	13 番委員	3 番推進委員	14 番推進委員
4 番委員	14 番委員	4 番推進委員	15 番推進委員
5 番委員		5 番推進委員	16 番推進委員
7 番委員		7 番推進委員	17 番推進委員
8 番委員		8 番推進委員	18 番推進委員
9 番委員		9 番推進委員	19 番推進委員
		10 番推進委員	20 番推進委員
		11 番推進委員	

4. 欠席委員 (2 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 3 番委員 4 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第 4 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前8時59分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成29年度 第3回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。

6月14日の日に、12番農業委員さんが水門管理に行かれた時、足を滑らせ頭を打たれたということで、ドクターヘリで搬送されました。今、入院中だとの連絡が来ております。皆さん方も川・田んぼ等を見に行かれる時には気をつけてください。

ということで、本日、12番農業委員が欠席で、出席人数は13人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

3番農業委員と4番農業委員に、お願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 資料の1ページをお開きください。農地法第18条第6項の規定による通知の報告第1号につきまして、番号1番から7番になります。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が7件、田12筆、畑2筆です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、報告第2号「農地の利用目的変更」についてお願いします。

事務局 報告第2号「農地の利用目的変更」につきまして、去る5月13日に事務局で現地調査を行いましたのでご報告いたします。

整理番号1番の申請者は、薩摩川内市尾白江町3129番地3に居住されている KTさん70歳です。申請地は伊佐市大口下殿字湯ノ谷7

16番561、地目は畑、地籍は51㎡、内農業用機械倉庫51㎡であり、平成28年から平成29年4月にかけて、自宅敷地に隣接している当該申請地に、届出をせず建設したもので、始末書添付の届出となっています。また、農地法施行規則第29条第1号（農地の転用の制限の例外）に基づく農業用施設の届出であり、書類審査及び現地調査をした結果、適切な届出であると思われまことを報告いたします。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 報告が終わりました。質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 4ページをお開きください。

議案第1号、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転分についてご説明いたします。番号1番の譲渡人は、伊佐市菱刈前目2353番地に居住のIAさんです。土地の所在地は、伊佐市菱刈前目字四反田2477番1、外2筆で、地目は田、地積は合計2,228㎡です。譲受人は、伊佐市菱刈前目2362番地2に居住する認定農業者のIYさんで、あっせんによる所有権移転売買であり、あっせん委員としてK委員とU委員にお願いしました。

続きまして、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」の貸借についてご説明いたします。16ページをお開きください。

期間は、1年から10年で、地積は田119,666㎡、畑46,247㎡、計165,913㎡です。利用権を設定する者の数57名、設定を受ける者の数28名、土地の明細につきましては5ページ整理番号1番から15ページ整理番号60番のとおりです。

以上、審議方よろしくお願いたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告通り、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見について、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。
整理番号1番について4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る6月24日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人・TKさんは伊佐市大口篠原899番地1に居住され、自治会は陣之尾で、年齢は53歳です。渡し人・SZさんは霧島市国分清水四丁目28番地19に居住され、年齢は68歳です。

申請地は伊佐市大口篠原字土取903番、地目は畑、地積は338㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は15,363㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約10mで、現状は不耕作であります。再耕作は可能です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
整理番号2番につきまして、去る6月25日現地調査を行いましたの
で、3番が報告いたします。

申請人・株式会社K農業 代表取締役 KGさんは、伊佐市菱刈川北
2962番地に居住され、自治会は築地下で、年齢は37歳です。渡し
人・IAさんは伊佐市菱刈前目2353番地に居住され、自治会は前目
宇都で、年齢は67歳です。

申請地は伊佐市菱刈前目字永山182番、同じく同183番1で地目
は田、地積は合計で4,800㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は8,914㎡で取得可能面積であります。農業従事
者は2名で、通作距離は約3kmで、現況はよく管理された田であります。
経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項
証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろし
くお願いしまして、私の報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号3番、4番については譲受人が同一ですので一括で報告をお願いいたします。14番農業委員の報告を求めます。

14番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番、4番につきまして、去る6月23日現地調査を行いましたので、14番が報告をいたします。

申請人・TTさんは伊佐市菱刈荒田4037番地1に居住され、自治会は下荒田、年齢は55歳です。整理番号3番の渡し人・MEさんは北九州市門司区泉ヶ丘5番27-403号に居住されています。申請地は伊佐市菱刈荒田字曾我別府4036番1、地目は畑、地積は532㎡で、所有権移転売買です。

整理番号4番の渡し人・TMさんは伊佐市菱刈荒田4382番地に居住され、自治会は下荒田で、年齢は92歳です。申請地は伊佐市菱刈荒田字曾我別府4034番、地目は畑、地積は471㎡で、所有権移転売買です。3番、4番は現地は隣同士になります。

受人の経営面積は34,558㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅のすぐそばで、現況はよく管理された畑であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により2件の申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番、4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議 長 全員挙手。
よって整理番号3番、4番は、許可が決定いたしました。
- 議 長 整理番号5番について、1番農業委員の報告を求めます。
- 1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号5番につきまして、去る6月23日に現地調査を行いましたので、1番委員が報告いたします。
申請人・NSさんは伊佐市大口山野5285番地に居住され、自治会は上松、年齢は83歳です。渡し人・NTさんは日置市伊集院町古城950番地13に居住されています。
申請地は伊佐市大口山野字豊田256番6、地目は田、地積は1,195㎡、外3筆で、合計3,045㎡で、所有権移転贈与であります。
今回の3,045㎡で取得可能面積であります。また、NSさんとNTさんは身内になります。農業従事者は2名で、通作距離は約500mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として、全部事項証明書、位置図、委任状が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、許可が決定いたしました。
- 議 長 整理番号6番、7番については、譲受人が同一ですので一括で報告を

お願いいたします。9番農業委員の報告を求めます。

9番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番、7番につきまして、去る6月23日に現地調査を行いましたので9番が報告いたします。

申請人・HHさんは伊佐市大口白木517番地に居住され、自治会は白木で、年齢は38歳です。渡し人・MHさんは伊佐市大口鳥巢1356番地に居住され、自治会は松木原で、年齢は80歳です。

申請地は伊佐市大口鳥巢字中向969番、地目は田、地積は1,962㎡で、所有権移転売買であります。

7番の渡し人・KTさんは伊佐市大口鳥巢765番地に居住され、自治会は鳥巢下で、年齢は81歳です。

申請地は伊佐市大口鳥巢字中向949番1、地目は田、地積は1,207㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は46,667㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約3.2km、現状は良く管理された田で経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されていまます。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして、私の報告を終わります。

議長

9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございまますので、お諮りいたしまます。

整理番号6番、7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって整理番号6番、7番は許可が決定いたしまました。

議長

整理番号8番について、10番農業委員の報告を求めまます。

- 10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番について、去る6月23日に現地調査を行いましたので、10番が報告をいたします。
- 申請人・IYさんは伊佐市菱刈前目2362番地2に居住され、自治会は前目宇都で、年齢は68歳です。渡し人・HHさんは伊佐市菱刈前目2363番地1に居住され、自治会は前目中で、年齢は68歳です。
- 申請地は、伊佐市菱刈前目字灰塚2571番1、地目は畑、地積は733㎡、同じく菱刈前目字灰塚2573番、地目は畑、地積は181㎡の2筆合計914㎡で、所有権移転売買です。
- 受人のIYさんは認定農家で、経営面積は43,554㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名、通作距離は約1kmで、時間にして10分の位置にあります。申請地はよく整備された農地で、サカシバが植栽されており、周辺との問題もありません。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
- 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、航空写真が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員挙手。
よって整理番号8番は許可が決定いたしました。
- 議長 整理番号9番について、2番農業委員の報告を求めます。
- 2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち整理番号9番につきまして、去る6月21日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。

申請人・HEさんは伊佐市大口鳥巢2620番地に居住され、自治会は鳥巢上で、年齢は67歳です。渡し人・MTさんは伊佐市大口鳥巢922番地に居住され、自治会は鳥巢下で、年齢は77歳です。

申請地は伊佐市大口鳥巢字町770番3、外4筆で地目は田、地積は合計で3,816㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は12,354㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1km、現況は管理された田であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類といたしまして全部事項証明書、委任状、航空写真が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号9番は許可が決定いたしました。

議長 整理番号10番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る6月23日に現地調査を行いましたので、7番農業委員が報告いたします。

申請人・MTさんは伊佐市大口淵辺241番地1に居住され、自治会は淵辺で、年齢は60歳です。渡し人・MSさんは伊佐市大口淵辺241番地1に居住され、自治会は淵辺で、年齢は83歳です。申請地は伊佐市大口淵辺宇前田68番10、外7筆で地目は4筆が田、4筆が畑、地積は8筆の合計が4,993㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は8,144㎡で取得可能面積であります。農業従事者

は2名で、通作距離は受人自宅より約500m以内で、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり農機具については所有していないものに限りリースするともことであります。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号10番は許可が決定いたしました。

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数10件について、10件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について。
整理番号1番について8番農業委員の報告を求めます。

8 番 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る6月23日、申請人の代理人 Tさん立会のもと、9番農業委員、2番推進委員、私8番農業委員で、共同調査を行いましたので8番農業委員が報告をいたします。

譲受人は始良郡湧水町中津川567番地、株式会社DJ 代表取締役TYさんです。

譲渡人は伊佐市大口宮人1191番地16にお住まいの THさん

で、自治会は馬渡です。申請地は、伊佐市大口田代字松葉江1番43、地目は畑、地積は768㎡であります。本申請は、所有権移転売買で転用目的は太陽光発電施設であります。農地区分は第2種農地その他の農地となっております。申請地は市道馬渡福川線沿いにあり、南側は太陽光発電、北側は宅地、東側は山林、西側な農道であり、周囲に与える影響はないと思われます。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数208枚で、パネル設置容量は55.12kwを予定しています。

添付書類として、土地の全部事項証明書、会社定款、事業計画書、資金証明書、残高証明書、位置図、字図、被害防除計画書、被害防止に関する誓約書が提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る6月23日、申請人の代理人 T行政書士立会のもと、8番農業委員、2番推進委員、私9番農業委員で、共同調査を行いましたので9番農業委員が報告をいたします。

譲受人は始良郡湧水町中津川567番地、株式会社DJ 代表取締役TYさんです。

譲渡人は伊佐市大口宮人1191番地16にお住まいの THさん84歳で、自治会は馬渡です。申請地は、伊佐市大口田代字柳ヶ谷49番

5、地目は畑、地積は986㎡であります。本申請は、所有権移転売買で転用目的は太陽光発電施設であります。農地区分は第2種農地その他の農地となっています。申請地は市道馬渡福川線沿いにあり、東側は市道、西側は畑、南側は太陽光発電、北側は宅地で周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、申請書及び必要書類等は全て添付してあります。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号3番、4番については譲受人が同一ですので、一括で報告をお願いします。14番農業委員の報告を求めます。

14番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号3番、4番について、去る6月23日、申請人の代理人 UTさん立会のもと、10番推進委員、私14番農業委員の、2名で共同調査を行いましたので14番農業委員が報告をいたします。

譲受人は始良市加治木町木田4337番地2に居住される MYさんです。

譲渡人は3番が伊佐市菱刈荒田3352番地に居住される KTさん、自治会は比良です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3149番1、地目は畑、地積は198㎡及び同荒田3151番1、地目は畑、地積は641㎡です。

譲渡人4番が伊佐市菱刈荒田2657番地2に居住される SHさ

ん、自治会は青木元です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3149番2、地目は畑、地積は461㎡で3番、4番合計で1,300㎡です。本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は第2種農地その他の農地です。申請地は本城小学校から西へ約1kmに位置しており、南側、西側は畑、東側、北側は農道であり、周囲に与える影響はないと思われまます。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数200枚、パネル設置総面積1,300㎡、パネル設置容量58.24kwを予定しています。

添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、利用計画書、見積書、資金証明書、残高証明、収支計画書、位置図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書等が提出されています。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番、4番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番、4番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号5番について、14番農業委員の報告を求めます。

14番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る6月23日、申請人の代理人 UTさん立会のもと、10番推進委員、私14番農業委員の、2名で共同調査を行いましたので14番農業委員が報告をいたします。

譲受人は霧島市国分郡田930番地1に居住される TMさんです。

譲渡人は伊佐市菱刈荒田2634番地に居住される NMさん、自治会は青木元です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3101番1と、同曾源寺原3101番2、地目は畑、地積は525㎡と169㎡、合計で694㎡です。本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は第2種農地その他の農地です。申請地は本城小学校から西へ約1kmに位置しており、南側は農地、東側は農道、北側は農地、西側は農地であり、周囲に与える影響はないと思われます。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数192枚、パネル設置総面積694㎡、パネル設置容量50.88kwを予定しています。

添付書類として、土地の全部事項証明書、外必要書類は全部揃っています。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号6番について、14番農業委員の報告を求めます。

14番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る6月23日、申請人の代理人 UTさん立会のもと、10番推進委員、私14番農業委員の、2名で共同調査を行いましたので14番農業委員が報告をいたします。

譲受人は始良郡湧水町中津川567番地 株式会社DJ 代表取締役TYさんです。

譲渡人は伊佐市菱刈荒田3140番地4に居住される TTさん、自治会は青木元です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3122番2、地目は畑、地積は1,059㎡です。本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は第2種農地その他の農地です。申請地は本城小学校から西へ約1kmに位置しており、南側は宅地、東側は農地、北側は農道、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数288枚、パネル設置総面積1,059㎡、パネル設置容量76.32kwを予定しています。

添付書類として、土地の全部事項証明書、外必要書類は全部揃っています。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。私の報告を終わります。

議長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号7番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る6月23日、申請人の株式会社DZ代理人 T行政書士事務所のUTさん立会のもと、2番農業委員、5番推進委員、私10番農業委員で、共同調査を行いましたので10番農業委員が報告をいたします。

譲受人は始良郡湧水町中津川567番地 株式会社DJ 代表取締役TYさんです。

譲渡人は伊佐市菱刈徳辺1505番地に居住される KYさん、自治会は桜馬場です。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字狩迫4211番1、同じく狩迫4211番6、同じく狩迫4211番7で、地目は畑、地積は合計で1,245㎡です。現況は4211番6及び、4211番7は良く管理された農地であり、4211番1は不耕作地です。申請地は菱刈庁舎から東南東へ約1.2kmに位置しており、南側は道路、東側及び、北側、西側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。ただ、現況不耕作地となっている4211番1を4211番6及び、7と一体として利用する計画のため、整地が必要となります。被害防除計画によると雨水の配水処理は自然流下となっていますが、多量の降雨の際に東側、北側の農地に雨水が流れ込まないようにレベル調整等の注意をお願いしました。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数288枚、パネル設置容量76.32kwを予定しています。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、地図、事業計画書、残高証明書、履歴事項全部証明書、定款、被害防除計画書及び誓約書、転用に関する誓約書、JPEA発行設備認定通知書、九州電力工事費負担金額通知書が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。私の報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号8番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番
農 業 委 員

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号8番について、去る6月23日、申請人の株式会社M UTさん立会のもと、15番農業委員、14番推進委員、私11番農業委員で、共同調査を行いましたので11番農業委員が報告をいたします。

譲受人は佐賀県佐賀市御本町8番31号 株式会社M 代表取締役YSさんです。

譲渡人は伊佐市菱刈前目1575番地に居住される KKさん、自治会は下名です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字屋敷前1576番1、地目は畑、地積は766㎡、同じく字屋敷前1577番、地目は畑、地積は342㎡、同じく字屋敷前1596番、地目は畑、地積は368㎡で、3筆合計で1,476㎡です。本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であり、農地区分は第2種農地その他の農地となっております。

申請地は、まごし館より西北西に約700mに位置しており、南側は太陽光発電施設、東側は水路及び道路、北側は太陽光発電施設及び田、西側は宅地及び畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数256枚、パネル設置総面積1,476㎡、パネル設置容量47.2kw、年間発電量を85.86kwを予定しています。

添付書類として、土地の全部事項証明書、定款、事業計画書、見積書、残高証明書、位置図、配置図、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号8番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号9番について、2番農業委員の報告を求めます。</p>
2番 農業委員		<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号9番について、去る6月23日、申請人の株式会社Y KYさん立会のもと、10番農業委員、5番推進委員、私2番農業委員で、共同調査を行いましたので2番農業委員が報告をいたします。</p> <p>譲受人は薩摩川内市宮里町2265番地 R・A株式会社 代表取締役 IYさんです。</p> <p>譲渡人は鹿児島市吉野町3152番地86に居住される HEさんです。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈南浦字松峰958番3、地目は畑、地積は1,467㎡です。本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であり、農地区分は第2種農地その他の農地となっております。</p> <p>申請地は、九州電力変電所から約500mに位置しており、周辺は東西南北畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数252枚、パネル設置総面積1,467㎡、パネル設置容量63.6kwを予定しています。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、定款、事業計画書、資金証明書、位置図、配置図、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚水処理契約書等が提出されています。その外、周辺が畑でありますので同意書が5名分添付されています。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号9番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号9番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号10番について、4番農業委員の報告を求めます。</p>
4 番 農 業 委 員		<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号10番について、去る6月23日、申請人の代理人行政書士のNさん立会のもと、1番農業委員、8番推進委員、私4番農業委員で、共同調査を行いましたので4番農業委員が報告をいたします。</p> <p>譲受人は東京都目黒区上目黒三丁目31番22-405号に居住されるIHさんです。</p> <p>譲渡人は伊佐市大口元町15番地4に居住されるKKさんで、自治会は上元町になります。</p> <p>本申請は所有権移転売買で、農地区分は第3種農地となっており、転用目的は共同住宅であります。申請地は伊佐市大口里字八石田47番1、地目は田、地積は1,437㎡です。</p> <p>申請地は、大口病院から南東へ約1kmに位置しており、南側は新しい道路を挟み宅地、東側は宅地、北側は田、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が提出されています。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号10番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>

議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号10番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号11番について、13番農業委員の報告を求めます。</p>
13番 農業委員		<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号11番について、去る6月23日、申請人の代理人T行政書士立会のもと、7番農業委員、17番推進委員、私13番農業委員で、共同調査を行いましたので13番農業委員が報告をいたします。</p> <p>譲受人は伊佐市大口里2211番地1に居住される NHさん35歳で、自治会は上新町になります。</p> <p>譲渡人は薩摩川内市尾白江町3129番地3に居住される KTさん70歳です。</p> <p>本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は一般住宅であります。申請地は伊佐市大口下殿字湯ノ谷716番558、地目は畑、地積は495㎡です。</p> <p>申請地は、北薩病院から東へ約800mに位置しており、南側は畑、東側も畑、北側は道路、西側も畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。汚水処理、生活雑排水については、合併浄化槽を設置するとしてあります。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、資金証明書が提出されています。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>
		<p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号11番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号11番は、処分決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号12番について、7番農業委員の報告を求めます。</p>
7 番 農 業 委 員	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号12番について、去る6月23日、T行政書士立会のもと、13番農業委員、17番推進委員、私7番農業委員で、共同調査を行いましたので7番農業委員が報告をいたします。</p> <p>譲受人は岐阜県瑞穂市馬場前畑町3丁目1番地1に居住される KSさん61歳です。</p> <p>譲渡人は薩摩川内市尾白江町3129番地3に居住される KTさん70歳です。</p> <p>本申請は所有権移転贈与で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は一般住宅であります。申請地は伊佐市大口下殿字湯ノ谷716番560、地目は畑、地積は156㎡です。</p> <p>申請地は、北薩病院から北東へ約800mに位置しており、東側は畑、西側は宅地、南側は畑、北側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われます。受人と渡人は兄弟であります。受人が実家近くに居住するために2年前から少しずつプレハブ住宅を製作中だったということで8割程出来あがった状態でありました。農地法があるのを知らず作ったとのことで、始末書が添付されています。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状、始末書が添付されています。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号12番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号12番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号13番、14番については、取下げ申請が提出されましたので取下げです。

議長 議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数14件について、2件の取消し、処分決定が12件が処分決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「非農地証明願」について、整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第4号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番について、去る6月23日、申請人の代理人 T行政書士さん立会いのもと、9番農業委員、2番推進委員、私8番農業委員の3人で共同調査をしましたので、私8番農業委員が報告いたします。

申請人は伊佐市大口下殿561番地4にお住まいの YHさんです。申請地の所在地は伊佐市大口宮人字牛田1933番1で、地目は畑、地積は1,023㎡です。

申請地は、宮人自治会から北側100mに位置し、周りは竹等が生えており3名の調査員の意見において農地への復旧は困難であると判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員

の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第4号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番について、去る6月23日、4番農業委員、8番推進委員、私1番農業委員の3人で共同調査をしましたので、私1番農業委員が報告いたします。

申請人は伊佐市大口小木原1136番地にお住まいのHNさんです。申請地の所在地は伊佐市大口小木原字平牟田585番8で、地目は田、地積は976㎡、外2筆の合計6,059㎡です。

申請地は、周囲が山林となっており非農地となった理由として、平成元年頃より周囲が山林化が進み現地へも入って行けなくなり、耕作も不便で鳥獣被害等で耕作を断念したとのことでした。申請地の所在地は、小木原にあるお寺、浄光寺より東側へ大口牛尾の方へいく途中約700m位の道路より北側へ約100m位入り込んだ所にあり、全体が山林になっており、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると3名の調査員で判断しました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、委任状が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。私の報告を終わります。

議長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、7番農業委員の報告を求めます。</p>
7 農 業 委 員	番	<p>議案第4号「非農地証明願」についてのうち、整理番号3番について、去る6月23日、13番農業委員、私7番農業委員で共同調査をいたしましたので、私7番農業委員が報告いたします。</p> <p>申請人は宮崎県日向市南町7番19号にお住まいの TEさんです。申請地の所在地は伊佐市大口木之氏字宮ノ脇1336番2で、地目は畑、地積は268㎡です。</p> <p>申請地は、木ノ氏自治会より北に約2.1kmに位置しており、周囲の状況は東側が県道、西側が宅地、南側が宅地及び県道、北側が宅地及び畑になっています。非農地となった時期は平成7年4月1日頃で、原因は50年ほど前に宮崎に転居したため、管理ができなくなったことによるものです。当該農地の現況は、全て雑木及び雑草となっており、調査の結果2名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号4番について、11番農業委員の報告を求めます。</p>

1 1 番
農 業 委 員

議案第4号「非農地証明願」についてのうち、整理番号4番について、去る6月23日、申請人のSYさん立会のもと、15番農業委員、14番最適化推進委員、私11番農業委員3人で共同調査をしましたので、私11番農業委員が報告いたします。

申請人は伊佐市大口白木1番地にお住まいのSYさんです。申請地の所在地は伊佐市大口鳥巢字外一町1063番で、地目は畑、地積は804㎡です。

周囲の状況は、西側が畑を挟んで河川、南側が河川、東側は雑誌地、北側は宅地及び畑となっています。非農地となった時期及び理由として、時期的なものは定かではありませんが、くぼ地であったため盛土を行い、のり面に野ずら石により石垣を施工してありますが、残った石を農地にたくさん山積みしてあり、耕作出来るような状況ではありません。また、農地への道路もなく、残った石を運び出すこともできないことから、農地への復旧は極めて困難と思われまます。

調査の結果3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。私の報告を終わります。

議 長

11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号4番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長

議案第4号「非農地証明願」は4件の申請のうち4件の許可が決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。6月の月例報告をします。
去る7日、6月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局の職員が出席しております。

23日、現地調査を一斉にしております。29日、本日ですが第3回農業委員会の総会です。

7月の行事予定ですが、5日に7月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。24日が現地調査です。28日が第4回の農業委員会の総会です。

月例報告は以上です。

議長 その他、何かございませんか。

事務局 利用状況調査について、皆さんのお手元に紙袋があるかと思いますが、この件についてご説明いたします。調査期間については昨年同様、7月1日から9月30日の3ヶ月間になります。調査担当区域につきましては昨年と同様になっております。

調査内容につきましては、前年度までA判定の地番（平成22年から平成28年度A判定を受けた地番）、昨年度自己保全判定だった地番（再生協議会への自己保全申告も含む）、地目が田畑以外で現況が田畑になっている地番が調査対象になります。その他、調査台帳にない地番で荒廃が認められる地番も調査して下さい。

調査台帳については、今回、調査対象のみを抽出しております。台帳にある地番は全筆調査をお願いいたします。また、台帳にない地番で荒廃農地がありましたら、お手数ですが白地図にご記入をお願いします。

A、B、C判定の場合、写真は必ず撮影して下さい。お渡ししたSDカードの使用をお願いいたします。調査台帳に見本を掲載しておりますので参考にして下さい。進入困難な場合は遠方からの撮影でもOKです。

本日お持ち帰りいただく紙袋の中身ですが、地図、調査台帳、ホワイトボード、A5ケース、鉛筆2本、赤青鉛筆1本、消しゴム1個、鉛筆削り1個、HBマーカー1本、HBマーカー消し1個、付箋2種、SDカードになります。調査終了後は消耗品以外は全て返却下さい。

また、ホワイトボードを立てる支柱などご利用の方はお帰りの際、事務局までお越しください。

ご不明な点などありましたら、総会終了後受けたいと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

議長 ほかにごさいませんか。

(全員なし)

議長 事務局は、3条、4条、5条の受け付けをした後、現地を調査されるので、非農地など、そういう所の指導も厳しくお願いいたします。

事務局 これで、平成29年度 第3回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした

【終了時間 午前10時41分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 3 番

伊佐市農業委員 4 番